

～長崎県暴力団排除条例(仮称)に関する資料～

現在県警は、既存条例である「長崎県暴力団事務所等の排除に関する条例」から、包括的な暴排条例である「長崎県暴力団排除条例」へ改正しました。

【旧条例・「長崎県暴力団事務所等の排除に関する条例」】

《条例の概要》

事務所を作らせないために「特化」した条例であるが、暴力団が事務所を作ること自体を条例で直接禁止することは、条例の上位にある憲法や法律の規定上不可能であるため事務所となる物件を取り扱う不動産業者及び建設業者に、

- 暴力団に事務所となる物件を売らない・貸さない。建設工事を請け負わない。
- 契約書に「暴力団事務所に利用されると認められる場合は契約解除する事ができる」等の特約条項を設け、特約条項に該当した場合は、契約解除するよう努める

等の努力義務を課し、それに従わない場合は、勧告、公表というペナルティーを科すことによって、業者が暴力団との取り引き、契約を拒否することを促し、いわば間接的に暴力団が事務所を作ることが困難ならしめるものである。

【改正条例・「長崎県暴力団排除条例(仮称)」】

《条例の概要》

これに対して新条例は、暴力団事務所の排除に関する規定のみならず、社会から暴力団そのものを排除するための自治体や企業、県民の負うべき責務を明示し、一体となって暴力団を排除する仕組みを作ること等を目的に、以下の規定を柱としている。

1 県の事務、事業における措置等

県発注公共工事等からの暴力団関係企業排除の徹底…元請は勿論下請からも排除

2 少年の健全育成を図るための措置等

(1) 暴力団員が少年を事務所へ立ち入らせることの禁止

※ 公安委員会の中止命令 ※命令違反：6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

(2) 暴力団による事務所の開設、運営に対する直接的な規制

少年の教育、保護、矯正、更生等のための施設から、半径200メートルの区域内における暴力団事務所の開設、運営の禁止 ※1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

3 事業者が暴力団員等に利益を与えることの禁止等

(1) 暴力団員を事業活動に利用、従事させてはならず、契約の相手が暴力団員等ではないか確認に努め、該当した場合は契約解除するよう努める。

※ 例～工事に関する苦情処理を暴力団に依頼して謝礼を支払う、債権取立を暴力団に依頼して謝礼を支払う、公共工事への下請け参入依頼をし、成功報酬を支払う

(2) 事業者が暴力団員の威力を利用したり、暴力団に協力する目的で暴力団員等又は暴力団員が指定する者に利益を与えることの禁止

※ 例～事業者が「金を払わないのなら●●組の血の気の多い若い者をやるぞ」等とけん制して未収金を回収する、事業者が納得してみかじめ料を支払う、機関誌を高価買い取りをする、事業者が売り上げの一部を上納する

※ 違反者には、勧告、公表の措置

4 暴力団員等が利益を受けることの禁止等

上記利益を暴力団員が受け取り、又は指定する者に受け取らせることの禁止

※ 違反者には、勧告、公表の措置

5 既存条例に規定する、不動産業者、建設業者に対する努力義務規定等は継承

6 制定、施行月日

制定：平成23年12月27日、施行：平成24年4月1日